

## 大学基準協会の新たな役割 —標準化と多様化の両立を目指して—

生 和 秀 敏

大学基準協会特任研究員

大衆化・国際化・個性化・生涯学習化など、大学は今までにない新たな課題に直面している。大衆化はポピュリズムに支配され、国際化は経済のグローバル化の影響を諸に受けている。個性化の強調は大学としての共通基盤を危うくし、生涯学習化は大学の仕組みやイメージの変更を必要としている。大学の多様化が今後益々進めば、それぞれの大学は、公教育機関としての質の維持・向上に努めながら、自らの個性を発揮することで、学生の自己実現を支援し、時代や社会の期待に応えることが、今以上に期待されることになる。大学基準協会の大学基準は、我が国の大学の水準の維持・向上のための「アカデミック・スタンダード」を示したものであるが、果たして多様化が進む今の大学の「アカデミック・スタンダード」になり得ているだろうか。第3期の認証評価を迎えるにあたり、改めてその内容や位置づけを考えなければならない。これまで大学基準協会は、各大学が求めている個性の伸長を支援するという側面は必ずしも明確な形で示してこなかった。「標準化と多様化」という一見矛盾した要請に応えることは、理念的にも技術的にも容易なことではないが、これからの大学基準協会は、この課題に向き合わなければならない。

### 質保証に繋がる標準化の意味

一般に標準化とは、製品・資材などの種類や規格・性能を標準に合わせることであるが、「教育を行う権限」と「学位を授与する権限」を国から負託されている大学における標準化とは、大学教育の質・学位の質を保証するために、大学の諸活動を「最適化」させる

ことである。そのためには、大学の質を保証するための基準の設定が重要であり、保証すべき大学の質について関係者間の合意が必要である。一般に言われている大学教育の質とは、(1) 大学設置基準等で定められている法令要件が遵守されていること、(2) 社会一般が大学に期待している教育内容と水準を保証できる教育が行われていること、(3) グローバル化時代に対応できる国際的通用性のある教育活動が展開されていること、そして、(4) 大学が掲げる理念・目的を実現するための教育目標が達成されていること、この4つの観点が考えられる。

しかし、それぞれの意味する内容はかなり異なっている。(1)は、大学の質そのものというよりは、質を保証するための基礎的要件であり、(2)は、社会が大学に何を期待しているかによって異なってくる。専門的な知識や技術の習得を期待している場合もあれば、高い倫理感に支えられた自立した市民の育成を期待している場合も、協調性や積極性といった社会的な態度の形成を強く求めている場合もある。ステークホルダーの違いによっても異なっている。(3)は、近年、国が強く求めているが、現段階では、全ての大学に共通して期待できるわけではない。医学や工学など教育プログラムの国際的標準化が進んでいる分野もあれば、そうでない分野も多い。これに対して、(4)は、他の3つとは明らかに異なっており、大学が自らの責任で質を保証する大学の自主性・自律性に依存した質保証の考え方である。

勿論、教育目標の達成度を質保証の指標とする場合は、いくつかの前提条件があることは事実である。第

1は、各大学が掲げる目標の設定が大学の理念・目的と整合性があること、第2は、大学が掲げる理念・目的が公教育機関として妥当なものであること、この2点が特に重要である。それがなければ、教育目標の達成度を質保証の指標とすることに対する社会の信頼は得られない。大学基準協会の大学基準は、大学コミュニティ全体の質的向上のために、会員校の総意に基づき、各大学に共通して求められる公教育機関としての期待値を「アカデミック・スタンダード」として言語化したものである。各大学が大学基準を尊重し、自らの理念・目的の実現に相応しい教育目標を設定し、その目標の達成に努力することが、大学の質の向上に繋がるものと考えられる。

大学基準は、あくまでも、質の向上に向けた公教育機関として目指すべき方向性と重要な留意点を示したもので、それに準拠した各大学の努力を促すためのものである。その意味では、厳格な遵守を求める「基準」と言うよりは、「指針」と考えたほうがよい。決して大学の画一化・均一化・規格化と繋がる標準化を意図したものではない。大学コミュニティ全体の質の向上を図るためには、個々の大学の自主的・自律的な活動を尊重することと、ピア・レビューによる相互支援が何よりも重要であることは言うまでもない。大学基準はそのことを前提とした上で策定されたものである。大学の標準化は、「指針の共有化」という意味に他ならない。

## 求められる多様化への対応

新制大学になって以来、「学術の創造・継承・発展」をめざすヤスパース型の伝統的な使命に、「自立的な市民の育成」や「高度専門職業人の養成」といったオルテガ型の新たな使命が付け加わることによって、大学の理念・目的の多様化が進み、高等教育の大衆化の受け皿として期待される大学が急速に増えてきた。現在、我が国の4年制大学は約780校、短期大学を含めると1000校以上の数に上っている。学士課程の卒業時に授与される学位名称も800種類以上はある。大学という同じ呼称を冠していても、実質的には、設置形態でも規模の面でも機能の面でも多様であり、また同じ

大学内でも、部局によって育成すべき人材像や教育目標にかなりの違いが認められる。この多様性にどう対応すべきなのだろうか。

平成10年の大学審答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」では、大学を「総合的教養教育」「専門職業能力育成」「地域社会の生涯学習機会提供」「最先端研究」という機能分類と、「学部中心」「大学院中心」という種別分類を例示している。いずれも、機能や役割を明確にすることが各大学の活動を焦点化させ活性化を促すであろうという認識に基づくものである。これまで大学基準協会は、部局を対象とした専門分野別評価を実施した経験はあるが、基本的には大学を一つの機関と見なし、しかも、全ての大学に共通して期待される大学基準をもとに、機関単位の評価活動を行ってきた。しかし、個性の伸長を支援するためには、設置形態の違い、規模の違い、組織構成の違い、設置地域の違い、機能の違い、分野の違いなど、各大学の特徴に応じた多元的な評価の方法を考えなければならない。

大学改革支援・学位授与機構では、学校教育法に基づく機関別認証評価とは別に、大学の個別な機能に着目した「大学機関別選択評価」を導入している。対象となっている選択評価事項は、「研究活動の状況」「地域貢献活動の状況」「教育の国際化の状況」の3項目で、それぞれについての評価基準と評価の観点を公表している。社会的期待度の高い大学の活動を機関別評価の対象として取り上げている先導的な試みとして注目される。また、工学・医学・歯学・薬学・獣医学・看護学などの分野では、関連学協会が評価機関を設置し、国際的通用性という観点から「教育プログラム評価」を行っている。日本学術会議は、各学問分野ごとの分野別参照基準を策定して、その内容を公表しているが、この参照基準をどのようにに活用するかは、高等教育機関である大学や大学評価機関の判断と裁量に委ねられている。いずれにせよ、今後の大学評価は、機関別評価から教育プログラムを評価対象とする分野別評価・機能別評価へと評価の関心が移っていくことが予想される。それにどう対応するのか、大学基準協会の動向に注目している大学関係者は少なくない。

## 大学基準協会の新たな役割と課題

国際的な大学評価の流れを俯瞰すると、基準適合から目的適合へ、機関別評価から教育プログラム評価へ、インプット評価からプロセス・アウトカム評価へ、外的質保証から内部質保証へ、評価の簡素化とライトタッチへ、評価機関の連携の強化、評価能力の向上などが課題として挙げられる。このような状況の中で、大学基準協会として取り組むべき課題は多いが、(1) 教育プログラム評価のための汎用性のあるジェネリック・モデルを提案すること、(2) 内部質保証システムの構築と機能化を支援すること、この2点が特に重要と考える。

### 1、教育プログラム評価のジェネリック・モデルの提案

教育プログラムによる教育は、学部・学科制を採らないアメリカの高等教育を参考にしたものだが、学生の主体的・自主的な学習態度を育成すると同時に、厳格な履修方法の管理によって系統的な学習を促し、適切な評価方法によってグローバル・スタンダードに耐え得る教育内容を保証しようとするもので、多様化と国際化に対応した教育システムと考えられる。具体的には、①教育目標を明確にすること、②目標達成のための学習内容を具体化すること、③求める学習内容を系統的に配置すること、④確実に学習することを促すこと、⑤そのことを可能にするための教育手段や仕組みを整備することである。既に、工学や医学など高度専門職業人の育成を目指す分野では、グローバル・スタンダードに対応可能な教育プログラム評価が実施されているが、大学教育の質を実質的に保証するためには、他の分野においても同様な検討が求められる。

教育活動の実態と繋がる教育プログラム評価は、基本的には、各大学の自己点検・評価の中で行うべきものであるが、それは、各大学の恣意に委ねるという意味ではない。各大学は、日本学術会議が提示した分野別参照基準や関連学協会が示すモデル・カリキュラムなどを参照して、自らの教育プログラムが客観的な視点から見ても妥当なものとなるよう努めなければなら

ない。そのため大学基準協会は、いかなる分野にも適用可能な教育プログラム評価の「ジェネリック・モデル」を示し、各大学の各専門分野や各機能単位で適切な教育プログラムの編成と評価が可能となるよう支援することが必要となっている。教育プログラム評価の主な視点としては、教育目標の明確化、教育内容の適切性、適切な履修コースの設定、適切な教育組織の編成、系統的な授業科目の配置、プログラムに適合した教育方法の採用、成績評価の厳格化、教育成果の保証、プログラムの点検・評価・改善などが考えられる。

### (2) 内部質保証システムの構築と機能化への支援

大学は、既存の価値をどう実現するのかという点に限定されるのではなく、新たな価値を生み出す自主的・自律的な活動の主体として継続的に機能することが期待されている機関である。第三者の意見を尊重するとしても、大学評価の主体は大学自身であることを、大学は勿論のこと、評価機関も再確認する必要がある。大学評価の国際的な動向を見ても、「他律から自律へ」「External から Internal へ」「外的質保証から内部質保証へ」という方向性が伺える。内部質保証システムの構築とは、大学の理念・目的を実現するために、大学が自らの活動を自己制御するシステムであり、大学の質を自らの責任で維持・向上させるための基本的な仕組みである。大学評価は、それ自体が目的ではなく、より良い大学を創成するための手段であり、改革・改善を行える主体は、あくまでも当事者である大学である。大学の情報が正確に公表され、大学のポートレートが整備されれば、これからの外部評価は、各大学の内部質保証システムが構築され、適切に機能しているかどうかを中心に評価すればよいことになる。

我が国の場合、国による事前審査と第三者機関による事後評価をセットとして、大学の質を保証する制度が法的に整備されているため、大学も評価機関も、大学が掲げる理念・目的の実現より、国が大学に求めている遵守事項の履行状況のほうを重視する傾向にあることは否めない。多くの大学で内部質保証システムの構築に戸惑いが見られるのは、大学評価とは、国の息

の掛かった第三者評価機関の業務であるという意識が根強くあるからであろう。あるいは、自主的なギルドの共同体を基盤として発展してきた欧米諸国の大学と、国の高等教育政策によって主導されている我が国を含むアジア諸国の大学とでは、自主・自律という大学の根幹に関わる意識に違いがあるのかもしれない。

認証評価制度の導入以前の大学基準協会は、評価する側も評価を受ける側も、評価活動や評価結果から得た情報を自己改革・自己改善を行うため手段として活用することを推奨してきた。この歴史的な実績を各大学が内在化させ、内部質保証システムを構築することは、大学に求められる教学ガバナンスの骨格である。

内部質保証の重要性が言われ始めている今日、大学基準協会は、内部質保証システムの整備こそ、「多様な全ての大学に等しく求められる重要な基準」であることを、改めて大学に伝えなければならない。第3期からの大学基準の構成変更で、内部質保証を第2番目の基準に格上げしたのは、その意図を伝えるためである。標準化と多様化の両立を図る鍵は、各大学における「教育プログラムの充実」と「内部質保証システムの構築と機能化」にあると考えてよい。そのためにも、大学基準協会は、大学の誠実性に期待し、大学が自らの意思と責任で質保証への努力を継続できるよう最大限の支援をしなければならない。